平成２６年（フ）第１１９５５号
東京都昭島市田中町３丁目５―21―102
債務者　宮本　惠二
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９５８号
東京都足立区綾瀬２丁目28―４―201
債務者　伊藤　弘樹
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９５９号
千葉県八千代市勝田台北１丁目22―31―202、住民票上の住所千葉県佐倉市井野1361―９―301
債務者　久保　一枝
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９６２号
東京都板橋区高島平１丁目20―６―103
債務者　倉田　順子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９６５号
東京都江戸川区松江４丁目８―18―107
債務者　倉田　堅吾
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９７２号
神奈川県平塚市山下63―１　マノワール壱番館402
債務者　齋藤　秀敏
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９８０号
東京都豊島区高松１丁目10―７―1501
債務者　外岡　敏美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９８３号
東京都町田市木曽東４丁目７―1342
債務者　益子　照代
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９８９号
東京都大田区西六郷２丁目57―10
債務者　間渕　靖浩
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３４号
横浜市瀬谷区三ツ境104番地５　フローラルライフ三ツ境301
債務者　阿部　雅枝
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２７号
横浜市都筑区川和町649番地　川和ハイツ205
債務者　高坂　由惟（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３１号
横浜市都筑区池辺町3564番地　日南マンションＢ―203
債務者　月岡　道明
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９６号
東京都八王子市松木４番地５サンクレスト205号
債務者　関口　高行
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１８５７号
東京都墨田区東向島４丁目10―２―202
債務者　瀧本　雅子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９２２号
東京都多摩市馬引沢１丁目18―３―302
債務者　金田桃香・小林桃香こと　辛　　徳淑
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９２３号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目11―21―103
債務者　穴澤　清作
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部